

氷見市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発第5号厚生労働省老健局長通知）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）の例による。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、次に掲げることを目的に行う。

- (1) 高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行う。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、生き生きと暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行う。

(事業の構成等)

第4条 市長は、総合事業として次の各号に掲げる事業を、通知の定めに従い行うことができるものとする。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス

省令第140条の63の2第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するもの

(イ) 訪問型サービスA

介護予防訪問介護相当サービスに係る基準よりも緩和した基準により、指定事業者が提供するサービス

(ウ) 訪問型サービスB

地域の住民を主体として有償又は無償のボランティア等により提供される支援

(エ) 市訪問型サービスC

保健・医療の専門職により提供される支援で、3箇月から6箇月程度の短期間で行われるもの

(オ) 訪問型サービスD

サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

（ア）介護予防通所介護相当サービス

省令第140条の63の2第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するもの

（イ）通所型サービスA

介護予防通所介護相当サービスに係る基準よりも緩和した基準により、指定事業者が提供するサービス

（ウ）通所型サービスB

地域の住民を主体として有償又は無償のボランティア等により提供される支援

（エ）通所型サービスC

保健・医療の専門職により提供される支援で、3箇月から6箇月程度の短期間で行われるもの

ウ その他生活支援サービス

エ 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターにより実施する介護予防ケアマネジメント

（2）一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

（事業の実施方法）

第5条 市長は、前条第1号に定めるサービス事業のうち、アの（ア）から（イ）及び、イの（ア）から（イ）については、法第115条の45の3第1項の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）により実施する。

2 市長は、前項に規定する以外の事業については、次のいずれかの方法により実施する。

（1）市による直接実施法

（2）法第115条の47第4項の規定に基づき省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

（3）地域の人材や社会資源を活用した補助による実施

（事業の対象者）

第6条 第4条第1号に定めるサービス事業のうち、アの（ア）から（イ）、イの（ア）から（イ）、ウ及びエの対象者は、居宅要支援被保険者とする。

2 第4条第1号に定めるサービス事業のうち、アの（ウ）及びイの（ウ）（以下、「サービスB」という。）の対象者は、次のいずれかの者とする。

（1）居宅要支援被保険者

（2）省令第140条の62の4第2号に規定する者

（3）居宅要介護被保険者であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、サービスB（前条第2項第3号の規定による補助により実施するもの）に限る。

以下、この号において同じ。)を受けていたもののうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的にサービスBを受ける者(市長が必要と認める者に限る。)

- 3 第4条第1号に定めるサービス事業のうち、イの(エ)の対象者は、居宅要支援被保険者及び省令第140条の62の4第2号に規定する者とする。
- 4 前2項に規定する以外のサービス事業については、省令第140条の62の4第2号に規定する者とする。
- 5 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(サービス事業の利用の手続)

第7条 指定事業者が実施する第1号訪問事業及び第1号通所事業を利用しようとするとき(介護予防サービスと併せて利用するときを除く。)は、介護予防サービス計画作成依頼届出書を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、対象者に代わって、当該者に対して介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス計画を行う地域包括支援センターの職員及び地域包括支援センターからの委託により介護予防ケアマネジメントを実施する居宅介護支援事業者が行うことができる。
- 3 第1項に定める以外のサービス事業を利用する場合の手続きは、市長が別に定める。

(サービス事業に要する費用の額)

第8条 指定事業者が実施する第1号訪問事業、第1号通所事業及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、別添1から5に定める単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号。)に定める氷見市の地域区分における割合を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により費用を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 3 第1項に定める以外のサービス事業に要する費用の額は、市長が別に定める。

(第1号事業支給費の支給)

第9条 市長は、居宅要支援被保険者が指定事業者の実施する第1号訪問事業及び第1号通所事業を利用したときは、第1号事業支給費として、前条に定める費用の額の100分の90(法第59条の2第1項に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成27年政令第138号。以下「政令」という。)で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の80、法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の70)に相当する額を支給するものとする。

- 2 介護予防ケアマネジメントを利用したときは、第1号事業支給費として、前条に定める費用の額の100分の100に相当する額を支給するものとする。

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第10条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により富山県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第11条 居宅要支援被保険者の第1号事業支給費の支給限度額は、要支援区分状態に応じ、法第55条第2項の規定の例によるものとする。

2 前項の支給限度額は、予防給付の給付と一体的に管理するものとする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第12条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

(給付制限等)

第13条 市長は、被保険者証に法第66条に規定する支払方法の変更を記載されている居宅要支援被保険者に対する第1号事業支給費の支給については、第9条の規定は適用しないことができる。

2 市長は、法第67条の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差し止めを受けている居宅要支援被保険者に対する第1号事業支給費の支給については、全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 市長は、居宅要支援被保険者について、保険料徴収権消滅期間があるときは、法第69条の例により、第1号事業支給費の給付を制限することができる。

4 市長は、前項の規定により当該居宅要支援被保険者が被保険者証に給付額減額の記載を受けているときは、第9条の規定にかかわらず、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額の減額期間が経過するまでの間に利用した第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る第1号事業支給費の額について、第8条で定める額の100分の70（法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の60）に相当する額を支給する。

5 市長は、第3項の規定により当該居宅要支援被保険者が被保険者証に給付額減額の記載を受けているときは、前条に定める高額介護予防サービス費等相当事業を行わないことができる。

(第1号事業支給費の額の特例)

第14条 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難なであると認めるときは、居宅要支援被保険者の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 法第60条に規定する予防給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(利用料等)

第15条 指定事業者が実施する第1号訪問事業及び第1号通所事業を利用する居宅要支援被保険者は、サービス事業に要する費用の額から第9条の規定により支給される額を控除した額を、当該サービスを提供した指定事業者へ直接支払うものとする。

2 市長は、前項以外のサービス事業又は一般介護予防事業に要する費用の一部（以下「利用料」という。）について、当該サービスを利用する居宅要支援被保険者等に負担をさせることができる。

3 前項に規定する利用料については、当該サービスを利用した居宅要支援被保険者等が当該サービスを提供した指定事業者へ直接支払うものとする。

(指定事業者の指定)

第16条 指定事業者の指定については、市長が別に定める。

(報告)

第17条 市長は、総合事業の実施に関して必要があると認めるときは、当該事業の実施者又は利用者に対して報告を求めることができる。

(指導及び監査)

第18条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(関係機関との連携)

第19条 市長は、事業を実施するに当たり関係する機関との連携を図り、当該事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(苦情処理)

第20条 市長は、総合事業の利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

(関係帳簿等の保存)

第21条 総合事業の実施者は、当該事業に係る帳簿及び関係書類をその完結の日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別添 1 (介護予防訪問介護相当サービス)

介護予防訪問介護相当サービスは以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる事項の他は、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準 (令和 3 年厚生労働省告示第 72 号) に準ずるものとする。

算定項目名	区 分		算定 単位	単位数
イ 訪問型サービス費 I	週 1 回のサービス	要支援 1・2	1 月	1,176 単位
ロ 訪問型サービス費 II	週 2 回のサービス	要支援 1・2	1 月	2,349 単位
ハ 訪問型サービス費 III	週 2 回を超える程度	要支援 2	1 月	3,727 単位
ニ 訪問型サービス費 IV	1 月の中で 3 回まで	要支援 1・2	1 回	268 単位
ホ 訪問型サービス費 V	1 月の中で 7 回まで	要支援 1・2	1 回	272 単位
ヘ 訪問型サービス費 VI	1 月の中 11 回まで	要支援 2	1 回	287 単位
ト 訪問型サービス費 (短時間サービス)	1 月につき 22 回まで	要支援 1・2	1 回	167 単位
チ 初回加算			1 月	200 単位
リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I)		1 月	100 単位
	(2) 生活機能向上連携加算 (II)		1 月	200 単位
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)		1 月	所定単位× 137/1000
	(2) 介護職員処遇改善加算 (II)		1 月	所定単位× 100/1000
	(3) 介護職員処遇改善加算 (III)		1 月	所定単位× 55/1000
ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)		1 月	所定単位× 63/1000
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)			所定単位× 42/1000
ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算			1 月	所定単位× 42/1000

注 1 ヌ及びルの取り扱いについては、令和 3 年 3 月 16 日老発 0316 第 4 号厚生労働省老健局長通知「介護職員等処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の例による。

別添2 (介護予防通所介護相当サービス)

介護予防訪問介護相当サービスは以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる事項の他は、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)に準ずるものとする。

算定項目名	区 分		算定 単位	単位数
イ 通所型サービス費		要支援1	1月	1,672単位
		要支援2	1月	3,428単位
	1月の中で3回まで	要支援1	1回	384単位
	1月の中で7回まで	要支援2	1回	395単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算			1月	100単位
ハ 運動器機能向上加算			1月	225単位
ニ 若年性認知症利用者受入加算			1月	240単位
ホ 栄養アセスメント加算			1月	50単位
ヘ 栄養改善加算			1月	200単位
ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 (Ⅰ)		1月	150単位
	(2) 口腔機能向上加算 (Ⅱ)		1月	160単位
チ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算 (Ⅰ)	① 運動器機能向上及び栄養改善	1月	480単位
		② 運動器機能向上及び口腔機能向上	1月	480単位
		③ 栄養改善及び口腔機能向上	1月	480単位
	(2) 選択的サービス複数実施加算 (Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	1月	700単位
リ 事業所評価加算			1月	120単位
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	要支援1	1月	88単位
		要支援2	1月	176単位
	(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	要支援1	1月	72単位
		要支援2	1月	144単位
	(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	要支援1	1月	24単位
		要支援2	1月	48単位
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	3月に1回を限度とする	1月	100単位
	(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)		1月	200単位
		運動器機能向上加算を算定している場合	1月	100単位
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)	6月に1回を限度とする	1回	20単位
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	6月に1回を限度とする	1回	5単位

ワ 科学的介護推進体制加算		1月	40単位
カ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	1月	所定単位× 59/1000
	(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	1月	所定単位× 43/1000
	(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	1月	所定単位× 23/1000
ヨ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1月	所定単位× 12/1000
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)		所定単位× 10/1000
タ 介護職員等ベースアップ等支援加算		1月	所定単位× 11/1000

注1 カ及びヨの取り扱いについては、令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知「介護職員等処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の例による。

別添 3 (訪問型サービスA)

訪問型サービスAは以下に掲げる費用を算定するものとする。

算定項目名	区 分		算定 単位	単位数
イ 訪問型サービス費Ⅰ	週1回 (1月に5回までの利用がある時のみ)	要支援1	1月	1,125 単位
ロ 訪問型サービス費Ⅱ	週2回 (1月に9回以上の利用がある時のみ)	要支援2	1月	2,336 単位
ニ 訪問型サービス費Ⅳ	1月の中で4回まで	要支援1	1回	262 単位
ホ 訪問型サービス費Ⅴ	1月の中で5回から8回まで	要支援2	1回	262 単位
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)		1月	所定単位× 137/1000
	(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)		1月	所定単位× 100/1000
	(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)		1月	所定単位× 55/1000
ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)		1月	所定単位× 63/1000
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)			所定単位× 42/1000
ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算			1月	所定単位× 42/1000

- 注1 イからホまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準じる。
- 注2 ヌ及びヲについて、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計。
- 注3 ルについて、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(Ⅰ)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。
- 注4 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。
- 注5 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。
- 注6 ヌ及びルの取り扱いについては、令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知「介護職員等処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の例による。

別添4 (通所型サービスA)

通所型サービスAは以下に掲げる費用を算定するものとする。

算定項目名	区 分		算定 単位	単位数
イ 通所型サービス費	(1)週1回 (1月に5回以上の利用がある時のみ)	要支援1	1月	1,573 単位
	(2)週2回 (1月に9回以上の利用がある時のみ)	要支援2	1月	2,989 単位
	(3)1月の中で4回まで	要支援1	1回	313 単位
	(4)1月の中で5回から8回まで	要支援2	1回	313 単位
ハ 運動器機能向上加算			1月	225 単位
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	要支援1	1月	80 単位
		要支援2	1月	159 単位
	(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	要支援1	1月	65 単位
		要支援2	1月	130 単位
	(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	要支援1	1月	22 単位
		要支援2	1月	43 単位
カ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)		1月	所定単位× 59/1000
	(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)		1月	所定単位× 43/1000
	(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)		1月	所定単位× 23/1000
ヨ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)		1月	所定単位× 12/1000
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)			所定単位× 10/1000
タ 介護職員等ベースアップ等支援加算			1月	所定単位× 11/1000

- 注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注2 イについて、従業者の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注3 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。
イ(1)及び(3)282単位 イ(2)及び(4)549単位
- 注4 カ及びタについて、所定単位はイからヌまでによる算定した単位数の合計。
- 注5 ヨについて、所定単位はイからヌまでによる算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(Ⅰ)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。
- 注6 「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスAを行う場合」、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。
- 注7 カ及びヨの取り扱いについては、令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知「介護職員等処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の例による。

別添5 介護予防ケアマネジメント費

算定項目名	区 分	算定 単位	単位数
イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2	1月	438単位
ロ 初回加算	要支援1・2	1月	300単位
ハ 委託連携加算	要支援1・2	1回	300単位

注1 住所地特例による財政調整においては、1件あたり438単位とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に438単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。